

# 湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画案（概要版）

## 1. 共通事項

**一般廃棄物処理基本計画とは**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき自治体が定める区域内から発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画であり、減量化や適正処理等に関する施策の方向性を定めるものです。

### （1）計画改定の目的（本編3ページ）

湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）は構成市で構成されており、当センター規約に基づき、計画対象区域である構成市の全域から排出される一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理・処分を行っています。

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、経済活動や生活に大きな影響を与え、ごみの排出にも少なからず影響を与えましたが、当センターでは令和2年1月に改定した「湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画（以下「現計画」という。）」では、ごみ減量等の取組内容を示し、実施しています。

また、当センター一般廃棄物処理施設の老朽化等に伴う新たな施設の整備を進め、汚泥再生処理センターは令和7年10月に稼働を開始し、熱回収施設（焼却施設・バイオガス化施設）及びリサイクル施設（以下、「新施設」という。）は令和10年4月に稼働開始を予定しています。

新施設が順次稼働することによって廃棄物処理に関連する状況が変化するため、構成市から排出されるごみ及び生活排水の処理について、現状を改めて把握したうえで、排出抑制や適正処理等に関する方向性を定めた現計画を見直し、新たな目標年度を設定して本計画を策定するものです。

### （2）計画目標年度（本編4ページ）

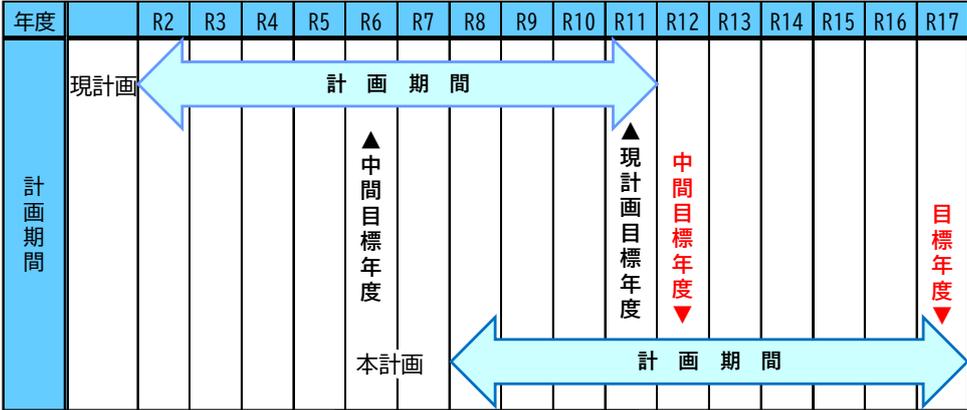


図1 計画目標年度

## 2. ごみ処理基本計画

### (1) ごみ処理の現状及び課題 (本編8～27ページ)

#### 1) ごみ処理の現状

##### 現計画の目標 (指標)

- 指標1 一人1日当たり\*のごみ総排出量 (家庭系ごみ (資源ごみ含む) + 事業系ごみ)
- 指標2 一人1日当たり\*の家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)
- 指標3 事業系ごみ排出量
- 指標4 焼却処理量
- 指標5 最終処分量

※一人1日当たりの量とは、圏域全体の量を人口一人1日分に換算した量

表1 現計画の数値目標の達成状況

ごみ減量目標値		中間目標 (R6)	最終目標 (R11)	実績値 (R5)	進捗状況*	中間目標との比較
目標①	一人1日当たりのごみ総排出量 (資源ごみ含む)	747g/人日	730g/人日	752g/人日	△	5g多い
目標②	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	435g/人日	440g/人日	459g/人日	×	24g多い
目標③	事業系ごみ排出量	12,084 t/年	11,800 t/年	11,471 t/年	◎	613 t少ない
目標④	焼却処理量	34,770 t/年	34,400 t/年	35,410 t/年	△	640 t多い
目標⑤	最終処分量	92g/人日	82g/人日	95g/人日	△	3g多い

注) 目標②について、中間目標値よりも最終目標値が高くなっていますが、これは令和10年度の新施設稼働に伴いプラスチック製容器包装と発泡スチロールを焼却し、熱回収 (サーマルリサイクル) することにより増加するものです。

\* : 進捗状況における評価は以下のとおりです。

◎ : 中間目標を達成 (目標の105%以上)

○ : 中間目標を達成 (目標の100~105%)

△ : 中間目標を未達成 (目標の95%以上)

× : 中間目標を未達成 (目標の95%未満)

#### 2) ごみの処理の課題

##### ①ごみの発生・排出抑制、再資源化促進のための課題

- ・事業系ごみ以外は目標達成できておらず、より一層のごみ減量の取組みが必要です。
- ・リチウムイオン電池を起因とする収集車両や処理施設の火災事故が他自治体で増加してきているため、正しいごみの出し方を周知していくことが必要です。
- ・資源ごみは、行政以外の回収場所や回収ルートを周知していくことが必要です。

##### ②ごみの適正な処理等に関する課題

- ・新施設の稼働開始に合わせて現在資源ごみであるプラスチック製容器包装と発泡スチロールは、可燃ごみとして焼却し、熱回収することになります。このため、新施設が備え持つ機能を効率よく運用できるように努めるとともに、住民にとってわかりやすいごみの出し方とごみ減量に取り組みやすくなる収集運搬体制を構成市と連携して検討していく必要があります。
- ・新施設では全ての施設が一体となって効率的かつ適正な一般廃棄物の処理、CO<sub>2</sub>削減や持続可能な循環型社会の構築に寄与する複合施設とすることから、その機能を健全に発揮し続けるための施設運営が必要です。

## (2) 基本理念及び基本方針 (本編28ページ)

### 基本理念

#### 地域の循環システムの構築

### 基本方針

- 基本方針1 リフューズ、リデュース、リユースの強化・推進
- 基本方針2 各主体（市民・事業者・行政）の連携・協働
- 基本方針3 新施設の適切な運転管理の実施

## (3) ごみ排出量等の見込み (本編29～34ページ)

### 1) 目標の設定 (リフューズ、リデュース、リユースの強化・推進)

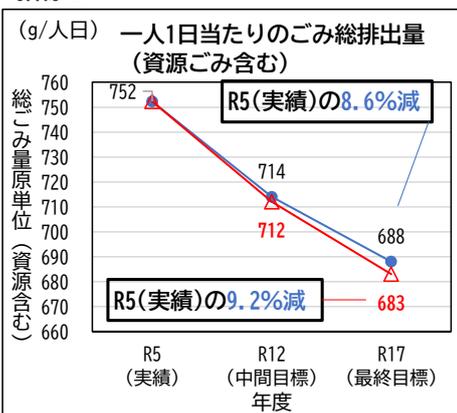
本計画では、可燃ごみや資源ごみなどの品目に関わらず、ごみの「発生回避」を第一に掲げ、次いで「排出抑制」、「再使用」を進める計画として目標を以下のとおり設定しました。

このため、リサイクル率は引き続き設定しないものの、資源ごみは行政回収以外の店頭回収も利用できることを周知するなどし、可燃ごみや不燃ごみの減量化に繋がられるよう努めていきます。

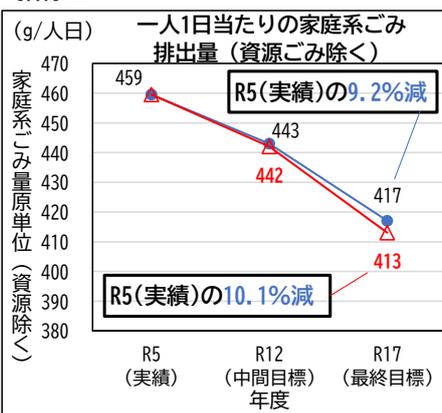
表2 数値目標

目標項目	単位	ごみ減量目標値	
		R12	R17
指標1 一人1日当たりのごみ総排出量（資源ごみ含む）	g/人日	712	683
指標2 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）	g/人日	442	413
指標3 事業系ごみ排出量	t/年	10,789	10,500
指標4 焼却処理量	t/年	32,468	30,107
指標5 最終処分量	g/人日	82	77

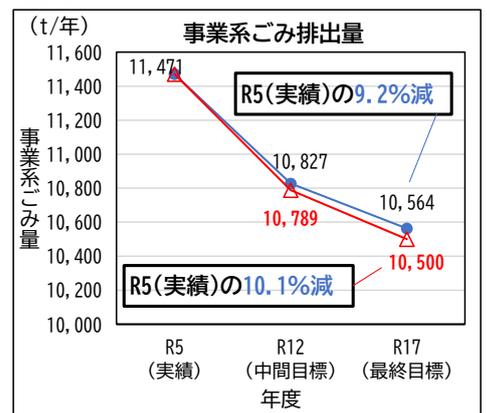
指標1



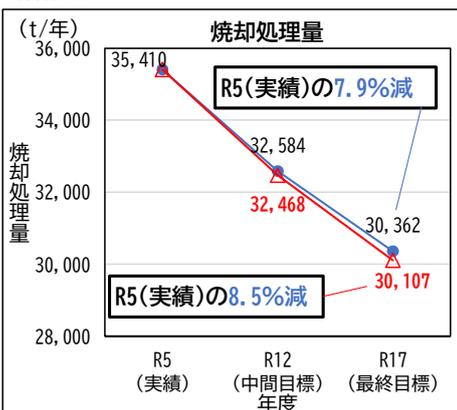
指標2



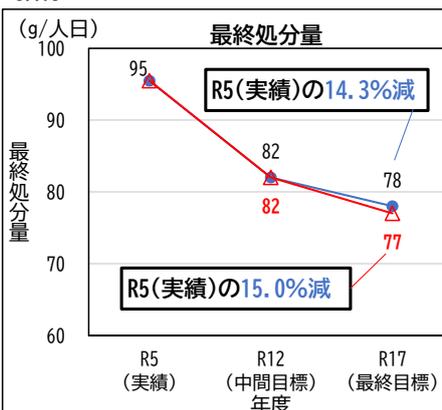
指標3



指標4



指標5

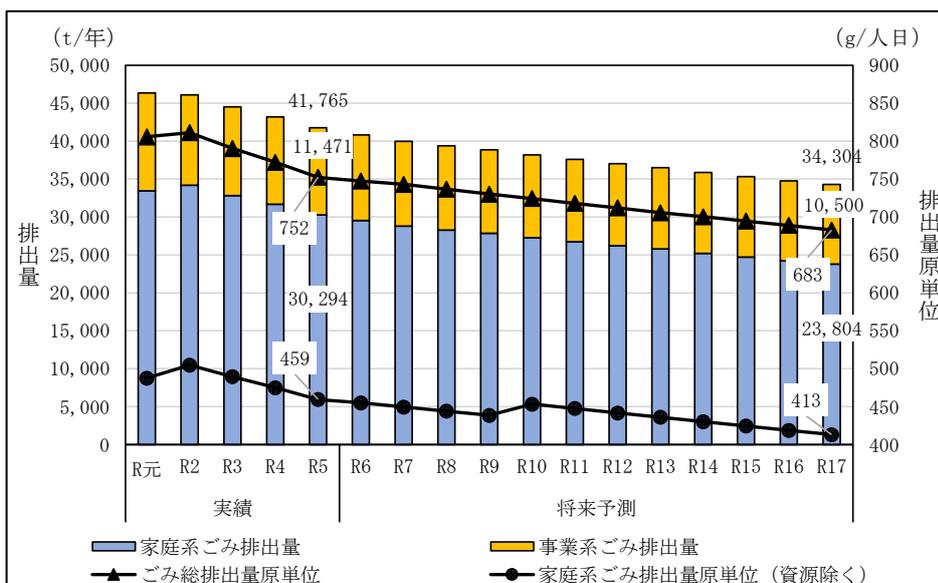


- 現状の施策推進を維持
- ▲ 目標値達成
- 赤字：目標値

## 2) 目標達成した場合のごみ排出量

計画目標年である令和17年度の各指標と数値目標を達成した場合のごみ排出量は図3に示すとおりです。

- ・ごみの総量は令和5年度比で約7,500t減少。
- (一人1日当たりでは69g減少)
- ・家庭系ごみの排出量(資源を除く)は、一人1日当たりで46g減少



注) 令和10年度の家ごみ排出原単位(資源除く)には新施設の稼働開始に伴い熱回収(サーマルリサイクル)する“プラスチック製容器包装”と“発泡スチロール”を含みますが減少します。

図3 最終目標までのごみ排出量等の推移

## (4) ごみ発生・排出抑制等のための取組み (本編35~41ページ)

### 1) 目標達成のための当センターが実施する施策 (排出抑制・再資源化の促進)

#### 家庭系ごみ

- ①環境教育、普及啓発の充実 (「家庭用こほくる〜る」を改訂・周知、広報誌やごみ分別アプリ、公式LINE等による情報発信 など)
- ②資源物の抜き取り防止対策 (集積所における抜き取り対策の検討)
- ③住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供 (粗大ごみ戸別収集のサービス向上)
- ④小型家電等の資源物の回収 (処理前に小型家電や資源対象物を選別・回収)
- ⑤家庭系ごみ処理手数料改定の検討 (処理施設へ直接持ち込まれるごみの減量化)

#### 事業系ごみ

- ①減量やリサイクルに関する積極的な情報提供 (「事業所用こほくる〜る」を改訂、ホームページや公式LINE等にて情報提供)
- ②ごみ搬入時のチェック強化 (搬入時のチェックを強化、不適物や古紙等資源物の搬入を規制)
- ③事業系ごみ処理手数料改定の検討 (処理施設へ直接持ち込まれるごみの減量化)

## 2) 施策推進のための構成市、市民、事業者の役割

### 構成市の役割

- ①環境教育、普及啓発の充実（広報紙等による啓発、リユース情報提供 など）
- ②生ごみ（食品廃棄物）の排出抑制（エコクッキング推奨、フードバンクへの理解を深めるための情報発信 など）
- ③容器包装廃棄物の排出抑制（マイバック持参への働きかけ、給水スポットマップの周知 など）
- ④排出抑制のための支援（ごみ減量化に向けた市民活動等を支援）
- ⑤事業系ごみの排出抑制（ごみ減量・リサイクル情報の提供 など）
- ⑥積極的な再使用、再生品使用の実施（公共事業等での廃材や再生品等の使用に努める など）

### 市民の役割

- ①生ごみ（食品廃棄物）の減量化（食品ロス削減の取組、水切りに努める、廃食油の回収協力 など）
- ②容器包装廃棄物の排出抑制（過剰包装を断る、詰め替え用容器式商品を積極的に利用(購入) など）
- ③資源等の分別排出（集団回収活動や清掃活動等に参加、店頭回収の利用 など）
- ④積極的な再使用、再生品使用の実施（不用品を必要な人に譲る、再生品を使用するよう努める など）

### 事業者の役割

- ①ごみ排出事業者での取組（ごみの発生・排出抑制及び再生利用に努める、資源物の分別を徹底 など）
- ②製造事業者での取組（修理サービス等の拡大、再生資源を用いた製品の開発及び供給 など）
- ③流通・販売事業者での取組（適正包装の促進、再生品の利用・促進を促す など）
- ④飲食店・小売店等での取組（食品ロスの発生抑制、使用済食用油の回収に協力 など）

## (5) ごみの適正な処理等に関する基本的事項（本編42～48ページ）

ごみ処理事項	計画の方針
収集・運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすいごみ排出方法を周知することにより、ごみ出しルールの徹底を図り、効率的な収集運搬体制を確立していくものとします。</li> <li>※令和10年4月の新施設稼働（予定）に合わせて、現在分別収集している「プラスチック製容器包装」、「発泡スチロール」を熱資源として活用します。</li> </ul>
中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な維持管理及び極力減量化・減容化・資源化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。</li> <li>・新施設の稼働に対して、適正な維持管理及び定期的な点検補修を行うことにより安定した運転を継続します。</li> </ul>
最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。</li> </ul>

# 3. 生活排水処理基本計画

## (1) 生活排水処理の現状 (本編56～70ページ)

表3 生活排水処理形態別人口の実績

単位：人

区分	R元	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口	157,095	155,730	154,322	153,275	151,678
水洗化・生活雑排水処理人口	150,368	149,643	148,311	147,599	146,318
生活排水処理率	95.7%	96.1%	96.1%	96.3%	96.5%
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	2,634	2,503	2,360	2,106	1,971
下水道	123,000	123,061	123,757	124,831	125,639
農業集落排水施設	24,734	24,079	22,194	20,662	18,708
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	2,679	2,478	2,603	2,360	2,278
非水洗化人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
し尿収集人口	4,048	3,609	3,408	3,316	3,082
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 生活排水処理率：地域の全人口に対して、生活排水が下水道や合併処理浄化槽等の処理施設によって処理されている人口の割合を指します。

- 生活排水処理率は、96.5% (R5年度実績) で、現計画の中間目標95.9% (R6年度) を既に達成しています。
- 農業集落排水施設を下水道に接続することにより、下水道人口は増加を続けますが、その他の処理形態人口はいずれも減少しています。

## (2) 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の見込み (本編75～79ページ)

表4 生活排水処理形態別人口の予測結果

単位：人

区分	実績	予測	
	R5	R12	R17
計画処理区域内人口	151,678	142,427	137,229
水洗化・生活雑排水処理人口	146,318	138,337	133,815
生活排水処理率	96.5%	97.1%	97.5%
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	1,971	1,374	1,062
下水道	125,639	130,468	127,743
農業集落排水施設	18,708	6,495	5,010
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	2,278	1,921	1,727
非水洗化人口	3,082	2,169	1,687
し尿収集人口	3,082	2,169	1,687
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0

※予測は過去5年間の変動率を参考として同様の割合で変動するものとししました。

- 表4及び表5に示すとおり、人口減少に伴い、全ての処理人口及び排出量が減少しています。
- 農業集落排水施設の処理人口並びに汚泥排出量が大きく減少しているのは、農業集落排水施設を計画的に下水道に接続することによるものです。

表5 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

単位：kL/年

区分	実績	予測		
	R5	R12	R17	
し尿	3,200	2,300	1,794	
汚泥	農業集落排水施設	10,440	3,293	2,498
	合併処理浄化槽	4,966	2,089	1,611
	単独処理浄化槽		1,501	1,368
計	15,406	6,883	5,477	
排出量合計	18,606	9,183	7,271	

### (3) 基本理念及び基本方針 (本編72～74ページ)

#### 1)基本理念

琵琶湖の水環境及び市民の生活環境の両方を良好な状況に維持していきたいという強い気持ちを込めて、下記のとおり基本理念を設定します。

琵琶湖を中心とした水環境と市民の生活環境の保全を目指して

#### 2)基本方針

##### 基本方針1 生活雑排水処理の推進

当センターは構成市と連携して、引き続き、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や下水道及び農業集落排水施設への接続など、未接続者の早期接続を促進します。

##### 基本方針2 汚泥再生処理センターの適切な運転管理の実施

施設の運営については、特別目的会社である湖北ハイトラストが実施しますが、当センターは、施設の運転管理状況の継続的なモニタリングを行い、適切なし尿処理及び施設の維持管理が行われるよう取り組みます。

### (4) 目標の設定 (本編80ページ)

本計画における生活排水処理率の更なる向上を目指して、表6のとおり目標を設定します。

表6 生活排水の処理の目標

項目	実績 R5	中間目標年度 R12	目標年度 R17
生活排水処理率	96.5%	97.1%	97.5%

### (5) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(本編80～83ページ)

基本的事項を表7に示します。

表7 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

生活排水処理事項	計画の目標
収集・運搬計画	・収集体制の効率化・円滑化を図るものとします。
中間処理計画	・衛生的かつ適正に処理するとともに、発生する汚泥を助燃剤として焼却施設で利用し、循環型社会形成に貢献します。
最終処分計画	・中間処理施設での資源化有効利用を推進し、最終処分量を削減します。

### (6) 将来の生活排水処理体系

(本編74ページ)

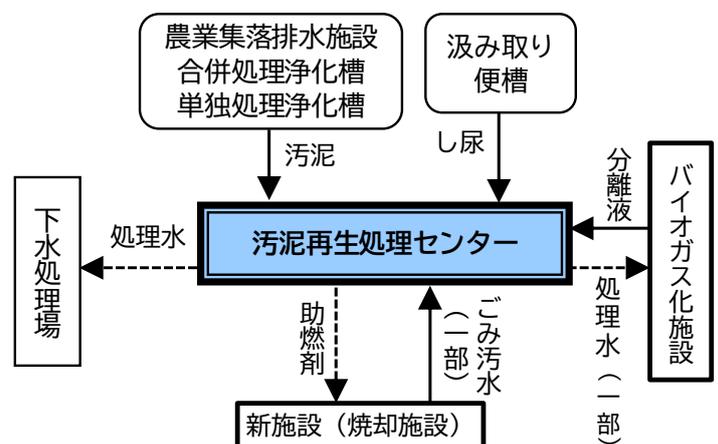


図5 生活排水処理体系 (令和10年度以降)

